

守山市保育料徴収基準表（0～2歳児）

（単位：円）

階層区分		保育料徴収における世帯階層区分		保育園・こども園・事業所内保育				
国	市階層			保育標準時間認定	保育短時間認定			
1	1 A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）		0	0			
2	2 B0	市民税	児童扶養手当受給、在宅障害者、その他の世帯	0	0			
	3 B1	非課税世帯	上記以外の世帯	0	0			
3	4 C1'	A階層を 除き、 市民税 非課 税、均 等割額 のみも しくは 所得割 額の区 分が次 に該当 する世 帯	均等割	児童扶養手当受給、在宅障害者、その他の世帯	8,000	7,850		
	5 C1		額のみ	上記以外の世帯	17,000	16,700		
	6 C2'		所得	¥22,800 未満	児童扶養手当受給、在宅障害者、その他の世帯	8,100	7,900	
	7 C2			¥22,800 未満	上記以外の世帯	18,000	17,600	
	8 C3'			¥48,600 未満	児童扶養手当受給、在宅障害者、その他の世帯	8,100	7,900	
	4		9 C3	所得割額	¥48,600 未満	上記以外の世帯	19,000	18,600
			10 D1'		¥64,800 未満	児童扶養手当受給、在宅障害者、その他の世帯	8,100	7,900
			11 D1		¥64,800 未満	上記以外の世帯	25,500	25,000
			12 D2'		¥77,101 未満	児童扶養手当受給、在宅障害者、その他の世帯	8,100	7,900
13 D2		¥80,900 未満	上記以外の世帯		26,700	26,200		
14 D3		¥80,900 以上 ¥97,000 未満	28,800		28,300			
5	15 D4	¥97,000 以上 ¥115,000 未満		38,600	37,900			
	16 D5	¥115,000 以上 ¥133,000 未満		39,800	39,100			
	17 D6	¥133,000 以上 ¥151,000 未満		41,700	40,900			
	18 D7	¥151,000 以上 ¥169,000 未満		43,500	42,700			
6	19 D8	¥169,000 以上 ¥213,000 未満		55,600	54,600			
	20 D9	¥213,000 以上 ¥257,000 未満		59,600	58,500			
	21 D10	¥257,000 以上 ¥301,000 未満		60,700	59,600			
7	22 D11	¥301,000 以上 ¥397,000 未満		64,700	63,600			
8	23 D12	¥397,000 以上		74,400	73,100			

※公立・私立とも同じ保育料です。

3～5歳児までの全ての子どもおよび0～2歳までの市民税非課税世帯の子どもについて、保育料が無償となります

※ 教育・保育施設等(*)に2人以上入園している場合の保育料算定方法

2人入園	第2子が半額
3人以上入園	第2子が半額 第3子以降が0円

(*)教育・保育施設等

同一世帯の就学前の子どもが保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育、事業所内保育、小規模保育、企業主導型保育※または居宅訪問型保育を利用している場合に軽減の対象となります。また、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所、または児童発達支援および医療型児童発達支援を利用している場合も軽減の対象となります。※下の子が企業主導型に入園している場合は、守山市では算定しないため軽減対象外です。

★多子世帯の保育料負担軽減について（年齢制限撤廃等）

- **市階層B1に該当する世帯**は、兄または姉（保護者と生計を同一にしている場合に限る。）の年齢に関わらず、第2子以降無料となります。
- **市民税所得割額57,700円未満（市階層D1の一部）までに該当する世帯**は、兄または姉（保護者と生計を同一にしている場合に限る。）の年齢に関わらず、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
- **市民税所得割額77,101円未満（市階層D2の一部）かつひとり親世帯等に該当する世帯**は、兄または姉（保護者と生計を同一にしている場合に限る。）の年齢に関わらず、第2子以降が無料となります。
- **市民税所得割額57,700円以上（ひとり親世帯等に該当する場合は77,101円以上）97,000円未満に該当する世帯**は、兄または姉（保護者と生計を同一にしている場合に限る。）の年齢に関わらず、第3子以降が無料となります。

※ 階層区分認定のための課税額の合算

原則として両親の課税額の合計より階層区分を認定しています。

ただし、祖父母が家計の主宰者である場合は祖父母の課税額も含めて階層を決定します。

※ 市民税額の計算にあたって

- ① 寄付金税額控除・外国税額控除・配当控除・住宅借入金等特別控除等の適用はありません。
- ② 市民税が未申告の方等は、最高階層（D12階層）となります。
- ③ 算定対象期間に海外に在籍等であった方は、市民税額を推定計算することがあります。

※ その他備考

- ① 保育料については、官公署への調査およびご提出いただいた資料に基づき、4月分から8月分までは前年度市民税額、9月分から翌年3月分までは当年度市民税額により算定します。なお、税額更正等があった場合は、年度内に限り遡及して保育料を変更します。また、市民税が一定額未満の方については、同居親族の収入状況によって保育料が増額となる場合があります。
- ② この表の年齢区分は4月1日の満年齢とし、その年度中に変更はありません。
- ③ この表において、「保育標準時間」とは保育標準時間認定を受けた支給認定子どもに適用し、「保育短時間」とは保育短時間認定を受けた支給認定子どもに適用します。
- ④ 延長保育を利用する場合には、別途延長保育料が必要です。

1 施設の運営について

大切なお子さんを保育するための運営費は保護者の皆様方から納めていただく保育料をはじめ、国・県・市がそれぞれ分担してこれに充てるようになっていきます。市では国の定める運営費より実際には多額の費用を補って保育の充実を図っております。

2 市の定める保育料について

国の定める保育料は、それぞれの施設規模と年齢により異なりますが、市では国の保育料徴収基準に基づき階層区分をより細分化して保育料を軽減しております。